(表面)

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付借用証書 収入印紙

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

借用金額				<u>円</u>
貸付利子:無利子	(ただし、	延滞利子については、	年5%)	

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付として上記金額を借用しました。ついては、借受中に厳守する事項等に従い滞りなく返還します。

(区分 : 1年目前半分	→ •	1年目後半分	•	2年目前半分	•	2年目後半分)

年 月 日

借受人	住 所		
	氏 名	®	(登録実印)
連帯保証人	住 所		
	氏 名		(登録実印)

【添付書類】

- ・ 借受人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の印鑑登録証明書

【借受中に厳守する事項等】

借受人・連帯保証人(以下、債務者)は、以下の事項を厳守しなければならない。

- 1 債務者は、さいたま市社会福祉協議会が指定する所定の支払期日までに、指定された返還金を納めなければならない。
- 2 債務者は、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の返還に該当する事項が生じた場合は、直ちに必要書類をさいたま市社会福祉協議会に届出なければならない。
- 3 債務者が貸付契約の解除の要件に該当する場合は、さいたま市社会福祉協議会は貸付を解除する。
- 4 さいたま市社会福祉協議会は、債務者が正当な理由がなく未就学児を持つ保育士の子どもの預かり 支援事業利用料金の一部貸付を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌 日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延 滞利子を徴収するものとする。
- 5 さいたま市社会福祉協議会は、債務者が返還債務の履行の猶予の要件に該当する時は、未就学児を 持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の返還に係る債務の履行を猶予する。
- 6 さいたま市社会福祉協議会は、債務者が返還の債務の免除の要件に該当する時は、未就学児を持つ 保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の返還に係る債務の履行を免除する。
- 7 さいたま市社会福祉協議会は、債務者の債務返還について、契約関係のない第三者より返還の申し 出があったときは、債務者の承認を得た後、その弁済を受け入れることができる。 ただし、次の場合は債務者の承認を確認することなくその弁済を受け入れることができる。
 - ①債務者死亡
 - ②債務者行方不明
 - ③さいたま市社会福祉協議会が、弁済を拒否する特別の理由がないと判断するとき
- 8 さいたま市社会福祉協議会と、債務者の間で訴訟の必要が生じた場合は、さいたま市社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 9 返還金の収納年月日は、さいたま市社会福祉協議会指定の金融機関口座への入金日とする。
- 10 以上の事項その他については、さいたま市社会福祉協議会に問い合わせることとする。